

第 139 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 29 年 3 月 8 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 139 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 29 年 3 月 8 日 (水) 午後 2 時 03 分
2. 閉会年月日 平成 29 年 3 月 8 日 (水) 午後 2 時 25 分
3. 開催場所 中央公民館 町民室
4. 出席委員 (15 人)

会長	1 番	赤石敏文		
会長職務代理	10 番	中村文男		
委員	2 番	石橋 薫	3 番	堀内重男
	4 番	砂庭周平	5 番	工藤信仁
	6 番	佐々木一雄	7 番	三浦恵美子
	8 番	松村範明	11 番	河守田雄一
	9 番	滝田信彦	13 番	山田憲幸
	14 番	川守田雄一	15 番	梅内勝治
	16 番	奥瀬修一		

5. 欠席委員 (1 人)

6. 会議書記

事務局長	佐々木	大
主幹	黒坂	正子
班長	佐藤	慶

7. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 6 号 貸借合意解約書の受理について
- 日程第 5 報告第 7 号 農地の賃借料情報の提供について
- 日程第 6 議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第 8 議案第 43 号 農用地利用配分計画案に関する意見について
- 日程第 9 議案第 44 号 平成 29 年度農作業標準賃金・標準料金の設定について

事務局長	<p>ただいまから、第 139 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 15 名で、委員定足数に達しておりますので、第 139 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 3 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>13 番 山田憲幸 委員</p> <p>14 番 川守田雄一 委員 を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思っております。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 6 号「貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>それでは、報告第 6 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、1 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の合意解約の内容ですが、貸借の契約期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成 29 年 2 月 24 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>

<p>佐藤班長</p>	<p>以上です。</p> <p>ただいまの報告第6号について、発言はありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第6号「賃貸借合意解約書の受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第5 報告第7号「農地の賃借料情報の提供について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>それでは、報告第7号について、ご説明いたします。</p> <p>平成28年1月から12月までに締結した農地の賃貸借における賃借料水準の動向について、情報を提供するものです。</p> <p>田の部ですが、南部町全域の平均額は5,900円で、最高額は10,200円、最低額は3,000円です。</p> <p>畑の部は、南部町全域の平均額が6,400円で、最高額は10,000円、最低額は2,500円です。 以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの報告第7号について、発言はありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第7号「農地の賃借料情報について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第6 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>議案第41号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は2件で、所有権の移転に関するものが2件であります。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>滝田 調査員</p> <p>9番 滝田から説明いたします。</p> <p>去る3月1日、中村会長職務代理と中央公民館において、議案第41号について、調査を行い</p>
-------------	--

議 長	<p>ましたので説明します。</p> <p>議案第 41 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番及び番号 2 番の申請理由は、いずれも譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第 41 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>議案第 42 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、19 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,660 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は田、期間は 4 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,493 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は畑、期間は 15 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 9,174 円です。</p>
-----	--

番号 8 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。
番号 9 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。
番号 10 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。
番号 11 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。
番号 12 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。
番号 13 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。
番号 14 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。
番号 15 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。
番号 16 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。
番号 17 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,070 円です。
番号 18 番の利用目的は田及び畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。
番号 19 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 12,565 円です。
以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議案第 42 号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 7 議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 8 議案第 43 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

佐藤班長

議案第 43 号について、ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 1 件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。

番号 1 番の利用目的は樹園地、存続期間は平成 29 年 3 月 9 日から平成 39 年 3 月 8 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 12,565 円です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議案第 43 号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 8 議案第 43 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました

次に、日程第 9 議案第 44 号「平成 29 年度農作業標準賃金・標準料金の設定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

佐藤班長

議案第 44 号について、ご説明いたします。

昨年 10 月に、青森県最低賃金の改正が行われ、1 時間当たり 716 円になりました。

本委員会で設定している平成 28 年度の標準額は 700 円で、最低賃金より 16 円下回る額となることから、議案書に記載のとおり、平成 29 年度の農作業標準賃金の額を設定するものです。

平成 29 年度の標準賃金は、水田田植え及び脱穀等を 200 円引き上げ 5,800 円に、りんご剪定も 200 円引き上げて 8,600 円に改正するものです。

なお、機械作業による標準料金は、平成 28 年度と同額とするものです。

以上です。

議案第 44 号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9 議案第 44 号については、原案のとおり決定いたしました

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

第 139 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

(午後 2 時 25 分)

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 3 月 8 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員